

# 長野市介護保険フレッシュ情報

V o l . 5 1 5

介護保険課

長野市ホームページでもご覧いただけます。  
長野市トップページ>組織でさがす>  
保健福祉部>介護保険課>長野市介護保険フレッシュ情報

フレッシュ情報

検索

この情報は、介護保険に関する長野市からのお知らせ・お願いなどを掲載しています。

も く じ

- 【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について
- 介護保険被保険者証等交付申請書について
- 令和3年度介護報酬改定に係る説明動画と資料の掲載について【別紙1】
- CHASE新規申し込みに関する問い合わせについて
- 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修について
- 介護保険事業者の指定について
- 介護保険最新情報について
- 令和3年度介護報酬改定（栄養関連）研修会・オンライン開催要領【別紙2】
- 長野市消費者被害防止見守りネットワーク情報【別紙3】

※【別紙】につきましては、長野市ホームページからご覧ください。

【ご存知ですか】低所得者に対する利用者負担額の軽減制度について

1 社会福祉法人等による利用者負担軽減事業及び利用者負担援護事業について

低所得者のうち、特に生計を維持することが困難な人が介護保険のサービスを利用した場合に、利用者の負担を軽減するものです。概要及び申請方法は以下のとおりです。

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
対象者	<p>市町村民税世帯非課税で、以下①～⑤の要件を 全て満たす人及び生活保護受給者</p> <p>①年間収入が単身世帯で 150 万円以下の人 ただし、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を 加算した額以下</p> <p>②預貯金等が単身世帯で 350 万円以下の人 ただし、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を 加算した額以下</p> <p>③日常生活に供する資産以外に活用可能な資産がない。</p> <p>④負担能力のある親族等に扶養されていない。</p> <p>⑤介護保険料を滞納していない。</p>	<p>「社会福祉法人等利用者負担軽減事業」 (左欄)を利用してもなお生計の維持が困難な人で、以下①または②のいずれかの要件を満たす人</p> <p>①市町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給している人</p> <p>②収入・資産等の状況を考えて、利用料を減額しなければ生活保護法の「要保護者」になると認められる人 *生活保護受給世帯を除く</p>
対象サービス	<p>社会福祉法人及び広域連合が提供する次のサービス</p> <p>訪問介護、通所介護、短期入所生活介護*、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護*、複合型サービス、介護福祉施設サービス*、介護予防短期入所生活介護*、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防訪問介護相当サービス、介護予防通所介護相当サービス</p> <p>※の付くサービスに係る食費及び居住費（滞在費）については、介護保険制度における特定入所者介護（予防）サービス費（負担限度額）が支給されている場合に限り対象となります。</p> <p>※この利用者負担軽減は、すべての社会福祉法人が行っているわけではありませんので、軽減を行っているかどうかは、サービス提供事業者にお問い合わせください。</p>	<p>全ての在宅サービス・施設サービス</p>

	社会福祉法人等利用者負担軽減事業	利用者負担援護事業
軽減方法	介護サービスを利用する際に「軽減対象確認証」をサービス提供事業者に提示してください。 軽減が適用された金額が、サービス提供事業者から利用者に請求されます。	利用料の領収書を添えて「援護金請求書」を提出してください。 ただし、援護金の支給は、利用月の4か月後となります。
軽減額(率)	対象サービスにおける利用料(1割負担分)及び食費・居住費(滞在費)に係る利用者負担の1/4 * 高齢福祉年金受給者は1/2 * 日常生活費等実費負担分等を除く。 * 生活保護受給者は、ユニット型個室の居住費のみ全額軽減対象	1か月の利用者負担(1割負担分)総額のうち、3,000円を超えた額 ※住宅改修費、福祉用具購入費、食費、居住費(滞在費)、日常生活費等実費負担分を除く
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課(第二庁舎1階)窓口もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。 * 申請受付後、結果が出るまで1か月程度かかります。対象認定期間は、申請月の初日にさかのぼります。	
提出書類	① 申請書 ② 家計状況申出書 ③ 同意書(世帯及び生計を一にする者全員の氏名と押印)(申請書の裏面にあります) ④ 世帯全員及び生計を一にする者の預金通帳又はその写し(最近1年間以上の収入、支出が記載されているもの。複数の口座がある場合は全て) ⑤ 年金振込み通知書等(受給年金の種類・金額がわかるもの)又はその写し ⑥ 健康保険被保険者証又はその写し(国民健康保険、後期高齢者医療保険の方は不要) ※長野市役所介護保険課のホームページに①②③があります。	

## 2 特別地域加算に係る訪問介護利用者負担減額事業について

特別地域(戸隠・鬼無里・大岡の各地区)に所在する事業所(出張所)が行う事業で、特別地域加算(サービス費用の15%)が算定されるサービスのうち、下記の対象サービスを利用する場合、利用者の自己負担額が10%から9%に減額されます。(結果として特別地域加算分がほぼ解消されることとなります。)

対象者	市民税本人非課税の方 ただし、次の①、②の方は対象にはなりません。 ① 生活保護受給世帯の方 ② 「1 社会福祉法人等による利用者負担軽減」の認定を受けている方
対象サービス	戸隠・鬼無里・大岡の各地区に所在する事業所が提供する次のサービス 訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防訪問介護相当サービス
軽減率	利用者の自己負担が10%から9%になります。
申請方法	下欄の書類を、市役所介護保険課(第二庁舎1階)もしくは支所に提出または介護保険課給付担当宛てに郵送してください。

提出書類	①申請書 ②同意書（申請書の裏面にあります） ※長野市役所介護保険課のホームページに①②があります。
------	--

問い合わせ先：長野市役所介護保険課 給付担当  
TEL 026-224-7871（直通）

## 介護保険被保険者証等交付申請書について

介護保険被保険者証や資格者証、負担割合証の再交付が必要な場合、被保険者証等交付申請書を提出いただいているところですが、古い様式により申請いただいている場合が見受けられます。古い様式の申請書には、届出人の本人確認欄がありませんので、申請いただく際は、介護保険課のホームページから様式を取得いただき、本人確認欄がある新しい申請書で申請いただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：介護保険課 賦課・収納担当  
TEL：026-224-7991（直通）  
給付担当  
TEL：026-224-7871（直通）

## 令和3年度介護報酬改定に係る説明動画と資料の掲載について

2月5日付けフレッシュ情報でお知らせしましたとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を徹底するため、報酬改定の詳細説明については Web による動画配信での説明とホームページ上に資料を掲載することといたします。

動画や資料の提供等の詳細については、後日、本市に登録されているメールアドレス宛にお送りいたしますので御視聴及び閲覧いただき、別紙1の視聴確認票を返信ください。

なお、メール未登録の事業所につきましては、高齢者活躍支援課まで御連絡下さい。

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当  
TEL：026-224-5094（直通）

## CHASE新規申し込みに関する問い合わせについて

令和2年5月より運用を開始している「CHASE」について、「「CHASE 利用申請受付」について」（令和2年5月1日付厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）にて、利用申請方法及びヘルプデスクを周知しているところですが、令和3年1月26日より、新規申し込みの問い合わせについては、メールだけでなく電話での問い合わせも可能となりました。

本件に関する問い合わせについては、下記連絡先へお願いします。

<CHASE新規申し込みについての問い合わせ>  
TEL : 042-340-8819 (平日10:00から16:00まで)

<チュートリアル>  
URL : <https://chase.mhlw.go.jp/manual.html>

なお、新規申し込み以外の操作等につきましては、下記のヘルプデスクまでメールにて問い合わせさせていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先：CHASEヘルプデスク  
メール：[chase@tashiba-sol.co.jp](mailto:chase@tashiba-sol.co.jp)

## 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修について

このことについて、介護保険最新情報 vol. 926 にて案内がありましたのでお知らせします。今般、業務継続ガイドライン等を活用し、BCPの作成や見直しに資するよう、研修動画が下記のサイトより公開されています。BCPの作成にぜひご活用ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/douga\\_00002.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html)

問い合わせ先：高齢者活躍支援課介護施設担当  
TEL : 026-224-5094 (直通)

## 介護保険事業者の指定について

新たに指定された介護保険事業者のうち、長野市を営業地域とする事業者についてお知らせします。

### 令和3年3月1日付け指定分

#### □居宅介護支援

介護保険事業者番号	2070107517		
事業所名称	まじよの介護便居宅介護支援事業所		
事業所所在地	長野市川中島町原 575 番地 1		
事業所電話番号	026-405-5424	事業所FAX番号	026-477-2881
開設者の名称	魔女の介護便株式会社	営業日	月～金
営業時間	8:30～17:30	介護支援専門員数	1人
通常の事業実施地域	長野市（篠ノ井、川中島、更北、松代）		

## 介護保険最新情報について

厚生労働省老健局から以下のとおり介護保険最新情報が出ております。  
厚生労働省等のホームページで確認の上、ご対応をお願いします。

### 【介護保険最新情報 Vol. 923】

東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について

### 【介護保険最新情報 Vol. 924】

老人福祉法施行規則等の一部を改正する省令の公布について

### 【介護保険最新情報 Vol. 925】

「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令」の施行に伴う介護職種における入国後講習の時間数の免除に係る取扱いについて

今後も情報が随時更新されますので、最新の情報確認もお願いいたします。



ながの縁を  
信都・長野市

今後も必要に応じ、「長野市介護保険フレッシュ情報」を作成し、居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者・介護保険施設の皆さんに必要情報をお知らせしていく予定です。

業務を行うに当たり、ご不明な点などがありましたら、介護保険課まで電話またはFAX、Eメールでお気軽にお問い合わせください。

《 問い合わせ先 》長野市保健福祉部 介護保険課 給付担当

電 話： 026-224-7871 (直通) / F A X： 026-224-8694

Eメール： [kaigo@city.nagano.lg.jp](mailto:kaigo@city.nagano.lg.jp)